

発行：栃木市

嘉右衛門町地区

# 伝建かわら版 15号

～ 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区（嘉右衛門町伝建地区）～

歴史資産を活かすことで、魅力が増し、きれいで安全・安心に、住み続けることができるまちを造る

## 『嘉右衛門町伝建地区防災計画』を策定しました。



この防災計画は、災害時に起こる伝統的建造物等の滅失や、防災上脆弱な点が多い歴史的な町並みの面的被害を抑制することを目的に、総合的な防災事業やそれに伴う防災的施策の基本的な考え方を定めたものです。今後は、この防災計画をもとに、嘉右衛門町伝建地区及び周辺地区の防災事業を展開してまいります。

まずは、一人一人が、各種災害やその対応についての適切な知識を身に付け、個々の防災意識の醸成と定着を図るため、わかりやすい防災リーフレットを作成し、住民の皆様に配布してまいります。（平成31年1月頃）

防災計画報告書（表紙）

## 「嘉右衛門町伝建地区総合防災訓練」を実施しました。

平成30年1月27日（土）に、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区及び文化財周辺の地域住民に対する防災意識の高揚及び関係機関相互の連携強化を図ることを目的として、総合防災訓練を実施しました。

当日は、日光例幣使街道を車両通行止めにして、味噌工場跡地周辺を会場に、栃木市消



（水幕ホースによる放水訓練 栃木市消防署）

防署・栃木市消防団栃木方面隊第1・5分団による放水訓練や、大町・嘉右衛門町・泉町の各自主防災会のD級可搬ポンプによる初期消火訓練と、水消火器による消火体験を行いました。

今後は、毎年文化財防火デー（1月26日）に合わせて実施してまいります。



（D級可搬ポンプによる初期消火訓練 自主防災会）

# 伝建地区内での建築行為等については、許可が必要です!!

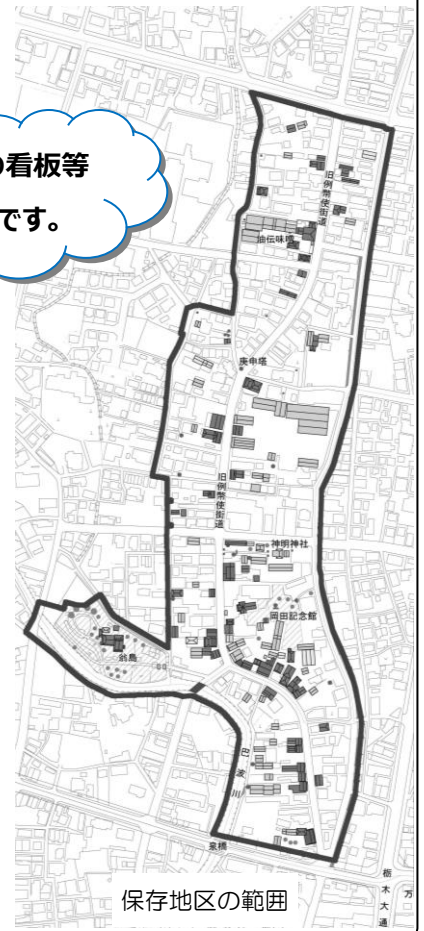
伝建地区内（右図の範囲内）のすべての建築物・工作物等の現状を変更するときなどは、あらかじめ、市役所に申請して許可を受ける必要があります。

事前相談・協議は、期間を要するため、計画の際はお早めにご相談ください。

■許可を受けなければならない行為は、次のとおりです。

- ・ 建築物・工作物等の新築、増築、改築、移転又は除却
- ・ 建築物・工作物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更するもの
- ・ 宅地の造成などの土地の形質の変更
- ・ 木材の伐採など
- ◇ 伝統的建造物の除却は原則として認められません。
- ◇ 外観を変更しない内部のみの改装の場合は許可不要です。
- ◇ 外観の軽微な変更であっても原則許可を受ける必要がありますので、その程度にかかわらずご相談ください。
- ◇ 町並みにあった基準を満たす行為について、外観に係る工事費の一部を補助する助成制度があります。

店舗の看板等も対象です。



## 『嘉右衛門町伝建地区味噌工場跡地保存活用計画』を策定しました。

味噌工場跡地の敷地内に数多く残る伝統的建造物の保存に努め、周辺の歴史的建造物と一体となった町並みの整備、及び人と文化の交流を目的とした活用を目指し、観光・まちづくり・防災の拠点施設として整備を図るため、保存活用計画を策定しました。

概要については、次号以降でお知らせいたします。



施設整備の外観イメージ（鳥瞰図）

【発行・問合せ】 栃木市 総合政策部 蔵の街課 重伝建係

TEL：0282-21-2571

FAX：0282-21-2674

〒328-8686 栃木市万町9-25

E-mail: [denken@city.tochigi.lg.jp](mailto:denken@city.tochigi.lg.jp)